内閣衆質二○四第一○七号

令和三年四月三十日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆

議院議長

大

島

理

森殿

衆議院議員大西健介君提出中京圏の新たな高速道路料金に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出中京圏の新たな高速道路料金に関する質問に対する答弁書

一について

う。 水準を、 速道路及び名古屋第一 いては、 今般の中京圏の高速道路における料金体系の見直し(以下「今般の料金体系の見直し」という。)につ)の意見を踏まえ、 社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会中京圏小委員会(以下「中京圏小委員会」とい 高 速自動 軍 国道の大都市近郊区間 一環状自動車道に対距離制料金を導入し、 御指 摘の 「中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針」において、 の水準並みの一 キロ また、 メートル当たり二十九・五二円にそろえる 東海環状自動車道内側における料金 名古屋高

係る料金に加えて、 入により、 金は値上がりとなる。 その結果、 短距離区間 例えば、 例えば、 一方、 東名高速道路や名神高速道路等の放射方向の高速道路のみを利用する経路に係る料 を利用する場合の料金は値下がりとなるため、 東名高速道路等と名古屋高速道路を連続して利用する経路に係る料金も値下 名古屋高速道路及び名古屋第二環状自動 これらの道路のみを利用する経路に 車道にお į١ 、ては、 対距離 制料 金 \mathcal{O} 填

こととしたところである。

が

りとなる場合がある。

中京圏の高速道路の利用状況に変化がないと仮定した場合、全体としては、 このように、 利用する経路により、料金が値上がりとなる場合や値下がりとなる場合があるが、 料金が値上がりとなる経路を 現在の

二について

利用する車両の割合が高くなると認識している。

道 環状自動車道に対距離制料金を導入し、 の大都市近郊区間 今般の料金体系の見直しについては、 の水準並みの一キロ また、 メートル当たり二十九・五二円にそろえることとしたところであ 中京圏小委員会の意見を踏まえ、 東海環状自動車道内側における料金水準を、 名古屋高速道路及び名古屋第二 高速自動車 宝

る。

国有数の大都市圏を形成していることに加え、 水準が適用されてきたところ、 クション付近及び東名三好インターチェンジ付近における渋滞解消のためのネットワーク拡充をするに これは、 必要な財源を確保するという観点も踏まえ、 中京圏においては東名高速道路や名神高速道路が開通した頃から首都圏や近畿圏より低 現在は、 中京圏において製造業の著しい集積が見られるなど中京圏 東海環状自動車道の整備を加速化するとともに、 決定したものである。 宮ジャ |が我が · 料金

三について

巻 性 当該ヒアリングにおいては、中京圏における交通の状況について、 の確保が重要であるなどの意見が示されたところ、当該意見を踏まえ、 の高速道路を賢く使うための料金体系基本方針」を取りまとめたものであり、 中京圏小委員会においては、 愛知県、名古屋市等の地元地方公共団体等からのヒアリングを行っており、 特に物流や観光等における交通の定時 令和元年十二月十一日に 当該基本方針を踏まえた 「中京

四について

今般の料金体系の見直しは、

地域の事情を十分に踏まえて決定したものと考えている。

いてで述べたとおり、 御指摘 \mathcal{O} 「約二割~五割の料金値上げとなる」の意味するところが必ずしも明らかでは 今般の料金体系の見直しについては、 利用する経路により、 料金が値上がりとなる ないが、 一につ

御指摘 \mathcal{O} 「料金水準の整理 統一 は、 大都市圏における高速道路料金の共通理念である 「料金 一の賢い

場合や値下がりとなる場合が

?ある。

三原則」 1 「利用度合いに応じた公平な料金体系」、② 「管理主体を超えたシンプルでシーム レ スな料

金体系」 及び③「交通流動の最適化のための戦略的な料金体系」)を基本とし、 中京圏の高速道路をより

渋滞緩和、 効率的に の箇所における渋滞の緩和等の効果が期待されることから、 「賢く」利用するための見直しであり、 環状道路を有効活用した交通の分散による一宮ジャンクション付近や名古屋市中心部等の 高速道路の短距離利用の促進による並行する一般道路 必要な見直しであると認識してい 特定 \mathcal{O}

ては、 間 料金に対応した料金システムを構築しており、 に係る料金徴収ができなくなることから、 その上で、 令和三年五月 今般の料金体系の見直しに当たり、 日に開 通を予定している名古屋第二環状自動車道 今般の料金体系の見直しの先送りは適切ではないと考えてい 新たな料金に移行する時期を先送りした場合、 中日本高速道路株式会社及び名古屋高速道路 (名古屋西~飛島) を含む新たな 開 公社にお 通予定区

五について

る。

とは、 利用者 を見直 我 が国に 償還主義の考え方にのっとったものと考えてい か 5 の料金収 料金収入の増加を図ることにより、 おける高速道路の償還主義は、 入で賄うことを原則とするものであるところ、 高速道路の新築や改築等に係る債務や維持管理に要する費用・ 所要のネットワーク整備 料金の徴収 拡充に必要な財源を確保するこ 期間内に お 1 料金体系

六について

三十八号) 両 (有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第 令和三年五月一日からの導入を予定している名古屋高速道路の新たな料金については、ETCシステム (以下「現金車」という。) の場合、 第一条に規定するETCシステムをいう。以下同じ。)ではなく現金等により料金を支払う車 対距離制料金の下では、 現金車 利用可能な最大距離に係る料金を支払う

必要があり、

料金が

割高になることから、

への配慮が必要であると認識している。

対して、最大二万円相当の 式会社及び名古屋高速道路公社において、 減策として、 このため、 同 現金車について、 年五 月一日 か 助 成を開始 ら一定 できる限りETCシステムによる支払に移行するよう、 \mathcal{O} 期間に している。 同年四月一日からETCシステムの用に供する車載器 お 1 て、 また、 現金車に係る料金が実質 名古屋高速道路公社においては、 二割程度の割引となるよう 中 現金車 日本高速道路株 0 \mathcal{O} 、購入に 負 担 軽

道 路 1 ずれにせよ、 の渋滞緩和、 環状道路を有効活用した交通の分散による一宮ジャンクション付近や名古屋市中心部等 今般の料金体系の見直しについては、 高速道路の短距離利用 の促進による並行する一般

な支援措置を実施することを決定してい